

郡山市立谷田川小学校 いじめ防止基本方針

郡山市立谷田川小学校

郡山市立谷田川小学校では、郡山市いじめ防止基本方針（平成26年4月30日策定）に基づき、「いじめ未認知0」「不登校0」の維持に全力を傾け、いじめ防止に向けて実施すべき施策を以下のように定める。

1 いじめの定義と基本方針

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
(いじめ防止対策推進法より：平成25年6月28日)

(2) 基本方針

- 「いじめは、どの学校・学級でも起こり得るものであり、いじめ問題にまったく無関係な児童はいない」という基本認識に立ち、いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者及び地域関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの未然防止と早期発見に取り組む。また、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。
- 「いじめ防止対策推進法（第13条）」における「学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。」の規定を踏まえながら、「いじめは許されない」という共通認識のもとに、いじめのない学級・学校をつくる。
- いじめは人権を侵害する行為であることを児童に認識させ、他者を思いやる気持ちを育てる。
- いじめ防止対策委員会（生徒指導委員会）を中心として、いじめの未然防止及び解消について組織的に取り組み、全児童がいじめの不安や苦痛にさいなまれることなく、平穏に安心して学校生活を営むことができるようにする。

2 いじめ防止等のための対策(自己有用感を高め、自尊感情を育むために)

未然防止の基本は、すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことから始まる。

- (1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくり
 - いじめ防止委員会を中心とした指導体制づくり
 - 小規模校の特色を生かした全職員での看取り
- (2) 児童の行動の変化や心の動きのとらえ
 - 「なやみアンケート」の学期1回の実施

- いじめ防止委員会（生徒指導委員会）の定期開催と全体会におけるＳＣの参加
- (3) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動の推進
 - 一人一人が「わかる、できる」授業づくりと自己の高まりを自覚できる喜びのある学習活動の充実
 - 互いのよさや人としての価値に気付く指導の充実
 - 縦割り活動「みんなで遊ぼう会」の充実
- (4) 全ての教育活動を通じた指導の展開
 - 認め、励ます指導を基本に、児童に自己存在感と自己有用感を与える。
 - 特別活動、道徳を中心に日々の生活の中で、共感的な人間関係を醸成する学級経営を推進する。
 - 諸活動や指導の中で、自己決定の場を与え、自ら考え、判断できる実践力を伸長させる。
- (5) 日々の学校生活の改善
 - 日常基本的な生活習慣の定着や他者を思いやる言葉遣いの指導
 - 「怒鳴り声のない学校」「子どもが動く学校」「笑顔の多い学校」を目指し、そのために、「賞賛」「承認」「奨励・激励」の言葉を大切にする。
 - 互いのよさを認め合う人間関係づくりと言語環境の整備
- (6) 教師に求められること
 - 生徒指導の機能を生かした個に応じた指導
 - 「わかる・できる」授業づくり
 - いじめ防止のための授業改善
 - ・ チャイムが鳴ったら着席するという習慣
 - ・ 発表の仕方や聴き方の指導など
 - ・ 授業中の正しい姿勢の徹底
 - 強者が弱者をいじめるという、みにくい人間関係の芽をつみ、慈愛に満ちた経営をする。
 - 共同社会に必要な集団生活の基礎・基本を身に付けさせる経営をする。
- (7) 児童に育むこと
 - 「子ども同士や教職員、大人との関わりを通して、自ら人と関わる喜びや大切さに気付いていくこと、互いに関わり合いながら絆づくりを進め、他人の役に立っている、他人から認められている」といった自己有用感を高める。
 - 友人関係、集団づくり、社会性の育成など
 - ストレスを生まない環境づくり
 - ・ 自信を育む。
 - ・ 他者の尊重や他者への感謝の気持ちを高める。
- (8) 特別に支援を要する児童が在籍する学級における経営
 - 発達障害等のある子どもを含めて、ユニバーサルデザインという視点で多様な学びを保障するための学級経営を充実させる。
- (9) インターネット等を通して行われるいじめ事案への対策
 - 低学年からの情報モラル教育の確実な推進と、職員向けの研修会を現職研修に位置付ける。また、保護者に向けにＰＴＡの研修会の場等を用意し、啓発活動に努める。

2 組織

- (1) いじめ防止対策委員会の設置
 - いじめの防止等を実効的に行うため、以下のように「いじめ防止対策委員会」を設置する。

この校内委員会は、生徒指導委員会を兼ねる。

① 構成員

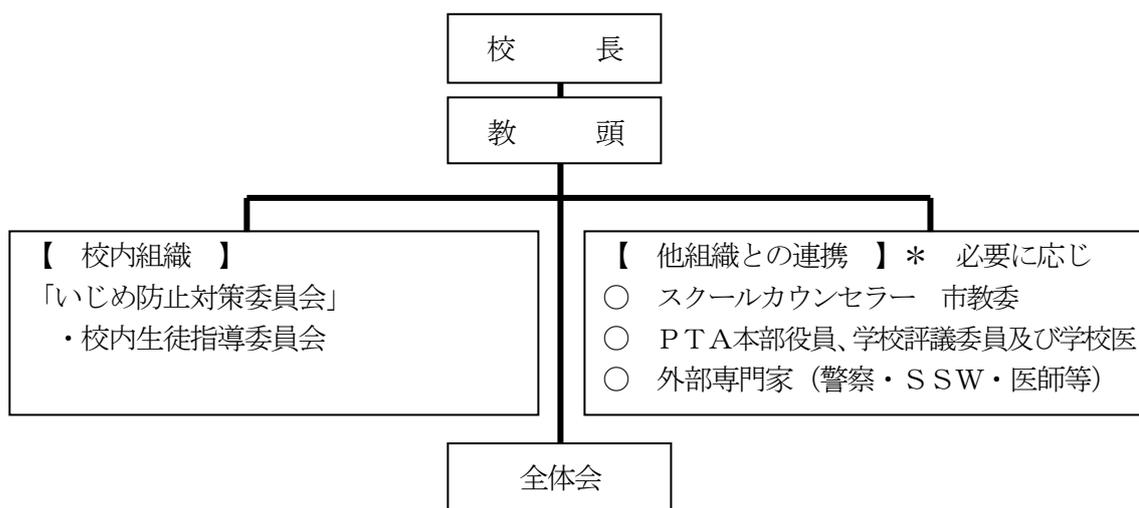
生徒指導主事，上学年担任で構成し，必要に応じまたは重大事態への対応の場合，スクールカウンセラー，教育委員会の担当者，PTA本部役員，学校評議員，民生児童委員，学校医，外部機関の担当者も参加する。

② 活動内容

- いじめ未然防止に関する事
- いじめを早期発見に関する事
- いじめ事案への迅速な対応に関する事
- いじめが児童の心身に及ぼす影響やいじめ問題に関する理解を深めること。

(2) 開催期間等

- 学期1回の定例会を基本とし，必要かつ緊急に応じ開催をする。
- 職員打合せ等の会議の際，月に1度全体で情報を交換し合う。



(3) 重大事態発生への対応

重大事態発生への対応の場合は，必要に応じて外部専門家等を加える。

※ 重大事態

いじめにより，児童生徒の生命や心身，財産に重大な被害が生じた疑いや，いじめにより相当の期間（※）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合。

（※） 年間30日を目安（又は一定の期間連続して欠席）

3 具体的な取組内容

(1) いじめの防止

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ，本校在籍の全児童を対象に，いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

① 自己肯定感を高める指導

- 各学級において「よいこと見つけ」等の取組を行い，児童を「加点方式」で評価する場面を増やす。

- 学級係活動等で個々に仕事を任せ、その活動を適切に評価することで、集団への所属感を味わわせる。
- 人権教室(出前講座)の実施(4年生)
- ② 「守山地区いじめ啓発ポスター」の作成
 - 守山地区三校小学校と中学校において、守山地区いじめ啓発ポスターを作成する。その際、標語は各小学校で募集し、デザインは中学校で考案し作成する。
- ③ いじめ防止に関する研修会の実施
 - 外部講師等による職員研修会を年に1回開催する。
- ④ 関連研修会内容の伝達講習及び共有化
 - いじめに関する外部研修会内容は、速やかに伝達講習を行い共有化を図る。

(2) 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気付きにくく判断しにくい形で行われることを教職員は認識する。この認識に基づき、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知するよう心がける。

- ① 「なやみアンケート」と教育相談(対児童)の実施 ※ 生徒指導部の運営による
 - 毎学期1回(5月・10月・1月)「なやみアンケート」を実施する。
 - ・ 10月のアンケートに基づき、11月の教育相談前には、児童全員との教育相談を行う。
- ② 相談箱「なんでも相談箱」の設置
 - 校長室前に相談箱を常設し、いじめ発見の手立てとする。
 - 管理職が、毎日、内容を確認する。
- ③ 児童理解と日常的観察
 - 登校後、いつもと様子が違ったりふさぎ込んだりしている児童がいないかなど、児童の表情・態度をよく観察し、気になる児童に対しては、速やかに話を聴くよう努める。
 - 始業前、始業後並びに一人でいたり、他の教室に行ったりする児童がいないかなど、孤立しがちな児童をよく観察する。
 - 日記等を活用して、児童の思いや悩みの把握に努める。
- ④ 生徒指導に係る情報交換会(全体会)
 - 金曜日、職員打合せの日に、定例会を開催し、生徒指導の情報交換や現況、いじめの兆候の把握に努める。

4 いじめ問題発生時の対処

(1) 基本方針

いじめの発見に至った場合には、特定の教職員で抱え込まず、「委員会」を中核に組織的に対応する。対応の基本は、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。また、これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、必要に応じて関係機関や専門機関との連携のもとで取り組む。

- ① いじめに関する児童からの相談や通報を受けた時および在籍児童がいじめを受けていると思われる時は、速やかにいじめの事実の有無を確認する。また、その結果を郡山市教育委員会に報

告する。

- ② いじめがあったことが確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者への支援や、いじめを行った児童への指導およびその保護者への助言を継続的に行う。
- ③ 必要な場合は、いじめを行った児童を別室で学習させる等、いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるようにする。
- ④ いじめの事案に係る情報は、いじめを受けた児童の保護者やいじめを行った児童の保護者と共有するための措置を講じる。
- ⑤ いじめが犯罪行為として取り扱われるべき内容に及ぶ場合は、児童の生命・身体または財産を守るため、適切な援助を求めることに躊躇せず、郡山警察署（又は二瀬駐在所）と連携して対処する。

(2) 発見・通報からの具体的な対応について

いじめに関する主な内容	具体的な対応策
いじめ行為の発見・通報 (定期的なアンケート調査 教育相談、保健室・相談 室の利用、生活ノートや 日記等による実態の把握、 個人面談や家庭訪問)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童や保護者の訴えに真摯に傾聴し、児童の安全の確保 ○ ケース会議、いじめ根絶チームへの情報共有と関係児童の事情聴取及び担任・学年会等での話し合い等による情報交換 ○ 事実確認結果と校長による設置者への連絡と被害・加害保護者への連絡 ○ いじめが継続される場合には、所轄警察署と相談
いじめられた児童・保護者への対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童への事実関係の聴取：「担任・生徒指導主事または養護教諭（個人情報の扱い・プライバシーへの留意 性への配慮）」 ○ 家庭訪問の実施：保護者への事実関係の提示 ○ いじめられた児童への寄り添える体制づくり ○ 状況に応じた出席停止制度の活用 ○ 外部専門家への協力依頼と実践（心理・福祉の専門家・教員OB・警察官OB等） ○ アンケート調査の実施による状況判断の厳密化と情報提供
いじめた児童・保護者への対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童への事実関係の聴取：「担任・生徒指導主事」 ○ いじめ確定の場合は、複数教員で専門家・関係機関等の協力を得て組織的に止めさせ再発防止措置をとる。 ○ 事実関係確認後、保護者に対して理解や納得を得て協力を求め、保護者への継続的な助言を実施する。 ○ いじめの背景に配慮し当該児童の人格形成を図る ○ 当該児童を一定の配慮の下、特別指導計画での指導の実施（個人情報の取扱・プライバシーの配慮） ○ いじめた児童の別室指導の展開 ○ 出席停止の実施、警察との連携 ○ 学校教育法第11条による「懲戒」の適用判断（市教委）（教育的な配慮と判断が必要である）
いじめが起きた集団への働きかけ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学級全体での話し合いによるいじめ根絶の態度の育成 ○ 加害、被害の両児童と他児童との関連でよりよい集団や人間関係を作り上げる活動を展開する。

ネット上のいじめへの対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ ネット上の不適切な書き込みには即座にプロバイダに削除を求める措置をとる。 ○ 法務局や地方法務局への協力，児童の生命への危険がある場合，所轄警察署に連絡し適切な援助を求める。 ○ 使用における保護者への情報モラルへの啓発
--------------	--

(3) いじめの報告を受けたなら

① 情報を集める。(事実確認)

- 教職員，児童，保護者，地域住民，その他から「委員会」に情報を集める。

② 指導・支援体制を組む。

- 「委員会」で教職員の役割分担を考え，即時対応できる指導・支援体制を整える。

③ 児童への指導・支援を行う。

i) いじめられた児童へ対して

- 当該児童にとって信頼できる人（親しい友達や教師，家族等）と連携を図り，寄り添い支える体制を作る。

ii) いじめた児童へ対して

- いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ，自分の行為の責任を自覚させるとともに，不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育てる。

iii) いじめを見ていた児童へ対して

- 自分の問題として捉えさせるとともに，いじめを止めることはできなくても，誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。

④ 保護者と連携する。

- いじめを認知したら，即日，被害・加害児童の家庭訪問を行い，事実関係を伝えるとともに，今後の学校との連携方法について話し合う。

5 配 慮 事 項

(1) 学校評価において次の2点を加味し，適正に学校の取組を評価する。

- いじめ早期発見の取組に関すること。
- いじめの再発を防止するための取組に関すること。

(2) 地域や家庭と連携しながら，いじめ問題の重要性の認識を広める。

- <具体例>
- ・ 家庭訪問や学校だよりでの啓発
 - ・ P T Aや地域諸団体との連携（青少協との連携）
 - ・ 学校評議員会での協議等

6 年間実施計画

※ 生徒指導との連携した年間計画

時 期	取組内容	備 考	
1 学 期	通年の取組		
	4月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自己有用感、自尊感情を育む教育活動の展開 ・ 相談箱「なんでも相談箱」常設 ・ 生徒指導に係る情報交換会<全体会>（職員打合せ時） <ul style="list-style-type: none"> ・ 校内生活指導の確認と徹底 ・ 校外生活指導の確認と徹底 ・ 支援必要児童の共通理解と支援体制の確認 	
	5月		
	6月	・ 「なやみアンケート」①	
	7月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 夏季休業中前の指導 ・ 学校評議員への説明と共通理解 	夏季休業前の指導として、校長、生徒指導主事による
2 学 期	8月		
	9月	・ いじめ防止啓発ポスターの作成	生徒指導委員会主催
	10 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「なやみアンケート」② ・ 対児童教育相談（全児童） 	各学年で時間設定
	11 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめ校内研修会(外部講師) ・ 人権教室（4年） ・ 対保護者教育相談 ・ 学校評価の実施 	いじめ防止等対策委員会主催 講師：
	12 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 冬季休業中前の指導 ・ 学校評価の分析と指導の方向の検討 	冬季休業前の指導として、校長、生徒指導主事による
3 学 期	1月	・ 「なやみアンケート」③	
	2月	・ 人権教室（6年）	
	3月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学年末・学年始季休業中前の指導 ・ 本年度の反省と次年度の計画立案 	学年末・始休業前の指導として、校長、生徒指導主事による

【いじめ防止対策における概略図】

